

定 款

ファナック株式会社
制定 1950年11月22日
改正 1973年11月30日
改正 1974年6月1日
改正 1975年5月31日
改正 1976年6月23日
改正 1978年6月28日
改正 1982年6月28日
改正 1983年6月29日
改正 1984年6月29日
改正 1988年6月29日
改正 1990年6月28日
改正 1991年6月27日
改正 1992年6月26日
改正 1994年6月29日
改正 1995年6月29日
改正 1998年6月26日
改正 2001年6月28日
改正 2002年6月27日
改正 2003年6月27日
改正 2004年6月29日
改正 2006年6月28日
改正 2009年6月26日
改正 2011年6月29日
改正 2013年6月27日
改正 2014年6月27日
改正 2017年6月29日
改正 2021年6月24日
改正 2022年6月29日

第1章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、ファナック株式会社と称し、英文では、
FANUC CORPORATIONとする。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の各号に記載する業務を営むことを目的とする。

- (1) 数値制御システムの製造および販売
- (2) サーボモータの製造および販売
- (3) 数値制御応用機械の製造および販売
- (4) サーボ応用装置の製造および販売
- (5) 情報処理・情報通信に関するサービスおよびソフトウェアの開発・販売ならびにそれらにかかる機器類の販売
- (6) 前各号に付帯するかまたは関連する工事の請負
- (7) 前各号に付帯するかまたは関連する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を山梨県南都留郡忍野村に置く。

第 4 条 (公告の方法)

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は 400,000,000 株とする。

第 6 条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 7 条 (単元株式数)

当社の単元株式数は 100 株とする。

第 8 条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第 9 条 (単元未満株式の買増し請求)

当社の株主は株式取扱規則に定めるところに従い、その所有する当社の単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の当社の株式を売渡すよう請求することができる。

第 10 条 (株式取扱規則)

当社の株式および株主の権利行使に関する手続は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 11 条 (株主名簿管理人)

- (1) 当社は、株主名簿管理人を置く。
- (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- (3) 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条 (開催時期および招集地)

- (1) 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。
- (2) 当社の株主総会の招集地は本店の所在地、東京都千代田区または東京都日野市とする。

第 13 条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条 (招 集)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、予め取締役会において定めた順序にしたがい、取締役がこれを招集する。

第 15 条 (議 長)

株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

第 16 条 (電子提供措置等)

- (1) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- (2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条 (決議の方法)

- (1) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
- (2) 会社法第 309 条第 2 項による決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

第 18 条 (代理人)

- (1) 株主総会において株主またはその法定代理人が代理人をもって議決権を行使しようとする場合は、当社の議決権を行使しうる他の株主 1 名に委任しなければならない。

(2)前項の場合、代理人は当会社に対し株主総会ごとに委任状を提出することを要する。

第 19 条 (議事録)

株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、当会社に保存する。

第 4 章 取締役および取締役会

第 20 条 (取締役会の設置)

当会社は、取締役会を置く。

第 21 条 (員数)

(1) 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は 13 名以内とする。

(2) 当会社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

第 22 条 (選任)

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。取締役の選任にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。取締役の選任決議は累積投票によらない。

第 23 条 (任期)

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 24 条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

第 25 条 (代表取締役・執行役員等)

(1) 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、代表取締役若干名を選定する。

(2) 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、会長 1 名を選定することができる。

(3) 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。

(4) 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）または執行役員の中から、社長 1 名を選定する。

- 第 26 条 (取締役会の招集通知)
取締役会の招集の通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。
- 第 27 条 (取締役会の決議の省略)
当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
- 第 28 条 (取締役会規則)
取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて取締役会において定める取締役会規則による。
- 第 29 条 (取締役の責任免除)
(1)当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
(2)当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。
- 第 30 条 (重要な業務執行の決定の委任)
当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 5 章 監査等委員会

- 第 31 条 (監査等委員会の設置)
当社は、監査等委員会を置く。
- 第 32 条 (常勤の監査等委員)
監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
- 第 33 条 (監査等委員会の招集通知)
監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。
- 第 34 条 (監査等委員会規則)
監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

第 35 条 (会計監査人の設置)

当社は、会計監査人を置く。

第 36 条 (選任)

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 37 条 (任期)

- (1) 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (2) 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

第 38 条 (事業年度)

当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 39 条 (剰余金の配当の支払)

当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当を支払う。

第 40 条 (中間配当の支払)

当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を支払うことができる。

第 41 条 (除斥期間)

剰余金の配当金（中間配当金を含む）は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、これを支払う義務を免れるものとする。剰余金の配当金には、利息をつけない。

附 則

第 1 条 (監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除等の経過措置)

2021 年 6 月開催の第 52 回定時株主総会終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する、監査役（監査役であった者を含む）の責任免除および社外監査役（社外監査役であった者を含む）と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の本定款第 38 条の定めるところによる。

第 2 条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- (1) 本定款第 16 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主

総会については、本定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

- (3) 本条は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。